（行政報告）

白岡市第８期障害福祉計画（障害児福祉計画を含む。）（案）に対するパブリックコメントの実施について

健康福祉部

市では、障がい者が安心して生活し、様々な活動に参加できる地域社会の実現を目指し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第８８条及び児童福祉法第３３条の２０の規定に基づき、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保について定める「白岡市第８期障害福祉計画（障害児福祉計画を含む。）」の策定を進めているところでございます。

当計画につきましては、「ともに生き　ともに支え合うまちに」という市の障がい者施策の基本理念に基づき、障がいがあっても住み慣れた地域で生活することができ、また、障害福祉サービスの提供に関する体制づくりやサービスを確保するため、国や県の基本指針に基づいた障害福祉サービスの支給量の見込み等を算出し、策定するものでございます。

計画期間につきましては、令和９年度から令和１１年度までの３年間でございます。

策定に当たりましては、障がい者施策の更なる発展を目指し、関係団体等にヒアリングを行い、策定懇話会において現状や課題を踏まえ、提供体制の確保や障害福祉サービスの支給量について協議をしており、それらの意見を盛り込んだ計画案の作成を進めております。

計画案の作成後には、市民の皆様の御意見を伺うため、令和８年１２月２５日から令和９年１月２５日までパブリックコメントを実施する予定でございます。市民の皆様からいただいた御意見等を踏まえて計画案を修正し、来年の３月議会定例会におきまして御報告させていただく予定でございます。